

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 審査請求（第3条―第11条）

第3章 審理手続

第1節 審理の計画的進行（第12条）

第2節 審理機関（第13条）

第3節 審査の合併及び分離等（第14条・第15条）

第4節 書面審理（第16条―第24条）

第5節 口頭審理（第25条―第39条）

第6節 証拠資料調査

第1款 証拠の提出（第40条―第44条）

第2款 証人尋問（第45条―第52条）

第3款 その他の証拠資料調査等（第53条―第58条）

第4章 調書（第59条―第61条）

第5章 手続きの承継、審査請求の取下げ及び審査の打切り等（第62条―第66条）

第6章 裁決（第67条―第69条）

第7章 再審（第70条―第74条）

第8章 雑則（第75条―第78条）

附 則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条第8項及び第51条の規定に基づき、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分（以下「処分」という。）についての審査請求の手続及び審査の結果執るべき措置に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 審査請求 法第49条の2第1項に規定する審査の請求をいう。
- (2) 審査請求人 審査請求をする者をいう。
- (3) 処分者 処分を行った者をいう。ただし、処分者が当該処分を行った後において、当該処分と同一の処分を行う権限を有しなくなった場合には、その権限を有する者を

処分者とみなす。

- (4) 当事者 審査請求人及び処分者をいう。

第2章 審査請求

(審査請求の方法)

第3条 審査請求は、岸和田市貝塚市清掃施設組合公平委員会（以下「公平委員会」という。）に対し、審査請求書正副各1通を提出して行わなければならない。

2 前項の審査請求書には、次の各号に掲げる事項を記載し、審査請求人が記名押印しなければならない。

- (1) 審査請求人の氏名、住所及び生年月日並びに住所と連絡先が異なる場合には、その連絡先
- (2) 審査請求人が現に職員である場合はその職名及び所属
- (3) 審査請求人の処分を受けた当時の職名及び所属
- (4) 処分者の職名及び氏名
- (5) 処分の内容
- (6) 処分を受けた年月日及び法第49条第1項又は第2項に規定する処分の理由を記載した説明書（以下「処分説明書」という。）の交付年月日。ただし、処分説明書の交付をされなかったときは、その経緯。
- (7) 処分があったことを知った年月日
- (8) 処分説明書を受領した年月日。ただし、処分説明書の交付をされなかったときは記載不要。
- (9) 書面審理を請求するか又は口頭審理を請求するかの別及び口頭審理を請求する場合は、その旨及び公開又は非公開の別
- (10) 審査請求の趣旨及び処分に対する不服の理由
- (11) 添付資料の有無。資料がある場合は、その目録。
- (12) 審査請求の年月日
- (13) 法第49条の3に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）の経過後において審査請求する場合には、第9条第2項に規定する正当な理由

3 審査請求書には、正副ともに処分説明書の写し各1通を添付しなければならない。ただし、処分説明書が交付されなかったときは、この限りではない。

4 審査請求書には、公平委員会が必要と認めるときは、資料を添付することができる。

5 審査請求は、代理人によってすることができる。この場合において、第2項各号列記以外の部分中「審査請求人」とあるのは、「代理人」と読み替えるものとし、審査請求書には、当該代理人の資格を証明する書面を添付しなければならない。

6 審査請求書の記載事項に変更を生じた場合には、審査請求人は、その都度、その旨を速やかに公平委員会に届け出なければならない。

(代理人)

第4条 当事者は、必要があるときは、代理人を選任し、及び解任することができる。

- 2 当事者は、前項の規定により選任し、又は解任したときは、その旨を速やかに公平委員会に届け出なければならない。
- 3 審査請求人は、代理人に対して次条第1項ただし書きに規定する特別の委任をしたとき又はその委任を撤回したときは、書面にその旨を記載して、公平委員会に届け出なければならない。ただし、その委任又は委任の撤回が委任状その他の書面の提出によって証明されたときは、この限りではない。
- 4 当事者は、届け出た書面の記載事項に変更が生じたときには、その旨を速やかに公平委員会に届け出なければならない。
- 5 公平委員会は、審理の円滑迅速な進行と公正な運営を期するため、特に必要があると認めるときは、代理人の数を制限することができる。

(代理人の権限)

第5条 代理人は、当事者のために、審査請求に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の全部又は一部の取下げは、特別の委任がない限りすることができない。

- 2 代理人の行った行為は、当該代理人に係る当事者が遅滞なく取り消し、又は訂正したときは、その効力を失うものとする。

(主任代理人)

第6条 当事者は、2人以上の代理人を選任したときは、そのうちの1人を主任代理人に指定しなければならない。

- 2 当事者は、主任代理人を変更することができる。
- 3 当事者は、口頭審理期日に主任代理人が出席できないときは、当該口頭審理に係る審理行為に関する主任代理人を臨時に指定することができる。
- 4 前3項の規定により指定し、又は変更したときは、その旨を速やかに公平委員会に届け出なければならない。
- 5 主任代理人以外の代理人は、口頭審理においては、主任代理人の同意がなければ、申立、質問、尋問、陳述その他の審理上の行為をすることができない。

(代理人に対する通知及び書類の送付)

第7条 公平委員会の当事者に対する通知及び書類の送付その他の行為は、代理人が選任されている場合において、主任代理人が指定されているときは主任代理人に、主任代理人が指定されていないときは代理人に対してすれば足りるものとする。

(審査請求の調査及び不備の補正)

第8条 公平委員会は、審査請求書が提出されたときは、その記載事項及び添付資料並びに処分の内容、審査請求人の資格及び審査請求の期限等について調査するものとする。

- 2 公平委員会は、前項の規定による調査の結果、審査請求書に不備があると認められるときは、相当の期間を定めて、審査請求人にその補正を命ずることができる。ただし、不備

が軽微であって、事案の内容に影響がないと認められるときは、公平委員会は、職権によりこれを補正することができる。

(審査請求の受理又は却下)

第9条 公平委員会は、前条第1項の規定による調査の結果に基づき、審査請求の受理又は却下を決定するものとする。この場合において、次に掲げる審査請求については、却下するものとする。

- (1) 審査請求をすることができない者によって行われた審査請求
- (2) 処分に該当しないことが明らかな事実について行われた審査請求
- (3) 審査請求期間経過後に行われた審査請求
- (4) 審査請求をすることにつき法律上の利益がないことが明らかな者によって行われた審査請求
- (5) 前条第2項に規定する補正命令に従った補正が行われない審査請求
- (6) 前各号に掲げるもののほか、不適法に行われた審査請求で不備が補正できないもの

2 公平委員会は、審査請求書が審査請求期間経過後に提出された場合でも、そのことにつき正当な理由があると認めるときは、提出期限内に提出されたものとみなす。

3 審査請求書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（第75条第1項において「郵便等」という。）で提出された場合における審査請求期間の計算については、送付に要した日数は算入しない。

(受理後の却下)

第10条 公平委員会は、受理した審査請求が、前条第1項後段の規定により却下すべきものであったことが明らかになったときは、その審査請求を却下するものとする。

(受理及び却下の通知)

第11条 公平委員会は、審査請求を受理したときは、その旨を当事者に通知するとともに処分者に審査請求書の副本を送付するものとし、審査請求を却下したときは、その旨及び理由を審査請求人に通知するものとする。ただし、前条の規定に基づいて却下したときは、当事者にも通知するものとする。

第3章 審理手続

第1節 審理の計画的進行

(審理の計画的進行)

第12条 当事者及び代理人並びに公平委員会は、円滑かつ迅速で公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理の計画的な進行を図らなければならない。

第2節 審理機関

(審理長)

第13条 公平委員会は、法第50条第1項の規定に基づき審査請求の審理を行う場合には、委員長が審理長となるものとする。

- 2 審理長は、審理を指揮し、その進行を図り、及びその秩序維持の任に当たる。
- 3 審理長に事故があるときは、委員長職務代理者がその職務を代理するものとする。

第3節 審査の併合又は分離等

(審査の併合又は分離)

第14条 公平委員会は、当事者の申請又は職権により、同一又は相関連する事案に係る数個の審査請求を併合して審査することが適当であると認めるときは、これらを併合して審査することができる。

- 2 公平委員会は、当事者の申請又は職権により、必要があると認めるときは、いつでも前項の規定により併合した審査を分離することができる。
- 3 公平委員会は、第1項の規定により審査を併合し、又は前項の規定により併合した審査を分離したときは、その旨を当事者に通知するものとする。

(代表者)

第15条 前条第1項の規定により併合された事案の審査請求人（以下「併合に係る審査請求人」という。）は、それらのうちから代表者1人を選任し、及び選任した代表者を解任することができる。

- 2 併合に係る審査請求人が、代表者を選任し、又は解任したときは、その旨を速やかに公平委員会に届け出なければならない。
- 3 公平委員会は、併合に係る審査請求人が代表者を選任しない場合において、必要があると認めるときは、当該併合に係る審査請求人に対し、代表者1人の選任を命じることができる。
- 4 代表者は、併合に係る審査請求人のために、併合された審査請求を取り下げることを除き、併合された審査請求に関する一切の行為をすることができる。
- 5 代表者のした行為は、併合に係る審査請求人が遅滞なく取り消し、又は訂正したときは、その効力を失う。
- 6 前条第1項の規定により併合された審査請求について、審査を分離した場合又は新たに他の審査請求を併合した場合には、当該併合された審査請求の代表者は、その地位を失う。ただし、次の各号のいずれかに該当するときのその代表者については、この限りでない。
 - (1) 審査を分離した場合において、当該併合された審査請求の代表者のした審査請求になお併合されている審査請求の審査請求人が当該代表者に関し異議を述べないとき。

- (2) 併合された審査請求に新たに他の審査請求を併合した場合において、当該他の審査請求の審査請求人が当該併合された審査請求の代表者に関し異議を述べないとき。
- 7 代表者が選任された場合は、審査請求人に対する通知その他の行為は、代表者にすれば足りるものとする。

第4節 書面審理

(書面審理)

第16条 公平委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面審理を行うものとする。

- (1) 審査請求人が口頭審理の請求をしなかったとき。
 - (2) 第26条第1項本文の規定により口頭審理の請求が撤回されたとき。
 - (3) 第26条第4項又は第5項の規定により口頭審理の請求を撤回したものとみなしたとき。
- 2 書面審理は、書面によって行う。この場合において、公平委員会は、必要があると認めるときは、審尋をすることができる。
- 3 公平委員会は、審査請求人から口頭で意見を述べることを求める旨の申立てがあったときは、当該審査請求人に口頭で意見を述べる機会を与えるものとする。

(審尋)

第17条 前条第2項の審尋は、当事者又は関係者に対し、公平委員会が適当と認める方式によって、個別に口頭で行うものとする。

- 2 審尋においては、次に掲げる審理を行うことができる。
- (1) 当事者の主張を明確にすること。
 - (2) 事案の争点を整理すること。
 - (3) 必要な証拠資料調査を行うこと。
 - (4) 前条第3項の規定に基づき、審査請求人に口頭で意見を述べさせること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める審理を行うこと。
- 3 審尋は、非公開で行う。
- 4 公平委員会は、必要があると認めるときは、当事者又は代理人を審尋に立ち合わせることができる。

(答弁書及び反論書の提出)

第18条 書面審理を行う場合においては、公平委員会は、処分者に対し、相当の期間を定めて、処分の理由に関する具体的な説明及び審査請求人の主張に対する答弁を記載した答弁書正副各1通の提出を求めるものとする。

- 2 公平委員会は、前項の答弁書が提出されたときは、審査請求人にその副本を送付し、相当の期間を定めて、処分者の主張に対する認否及び反論を記載した反論書正副各1通の提出を求めるものとする。

- 3 公平委員会は、前項の反論書が提出されたときは、処分者にその副本を送付するものとする。
- 4 当事者は、答弁書又は反論書に必要と認める資料を添付することができる。

(準備書面)

- 第19条 当事者は、答弁書及び反論書を除くほか、書面審理を準備するための書面（以下「準備書面」という。）正副各1通を公平委員会に提出することができる。
- 2 公平委員会は、書面審理の準備のため、当事者に対し、相当の期間を定めた上、必要と認める事項について、これを明らかにした準備書面正副各1通の提出を求めることができる。
 - 3 公平委員会は、前2項の書面の提出があったときは、副本を相手方当事者に送付するものとする。

(当事者に対する求釈明)

- 第20条 公平委員会は、書面審査において、いつでも事案の内容を明確にさせるため、必要があると認めるときは、事実上及び法律上の事項に関し、当事者に対して質問をし、立証を求め、その他必要があると認める措置をすることができる。
- 2 当事者は、公平委員会に対し、前項の規定により相手方当事者に対して質問をするよう申し立てることができる。
 - 3 公平委員会は、第1項の規定による措置をしたときは、その内容を相手方当事者に通知しなければならない。

(時期に遅れた攻撃防御方法の却下)

- 第21条 公平委員会は、当事者が攻撃又は防御の方法を故意又は重大な過失により時機に遅れて提出した場合において、これにより審査の終了を遅延させることとなると認めるときは、当該攻撃又は防御の方法を却下することができる。

(書面審理終了の予告)

- 第22条 公平委員会は、書面審理を終了する前に、相当の期間において、当事者に書面審理の終了予定日を通知するものとする。

(書面審理の終了)

- 第23条 公平委員会は、この節の規定に従い必要な審理を終えたと認めるときは、審理を終了するものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、公平委員会は、審査請求人から第18条第2項に規定する反論書又は第19条第2項に規定する準備書面がこれらの規定の期間内に提出されない場合において、公平委員会が更に一定の期間を定めてこれらの書面の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に提出されなかったときは、審理を終了することができる。
 - 3 公平委員会は、前2項の規定に基づき審理を終了したときは、その旨を速やかに当事者

に通知するものとする。

- 4 公平委員会は、必要があると認めるときは、第1項及び第2項の規定に基づき終了した審理を再開することができる。

(証拠資料調査に関する規定の準用)

第24条 第6節(第45条、第51条、第52条、第55条第2項、第56条第3項及び第57条第3項を除く。)の規定は、書面審理について準用する。この場合において、第56条第1項中「考慮し、第31条の規定に基づき通知した場所における証言等又は証拠資料の提出を求めることが適当でないと認めるときは、当事者の意見を聴き」とあるのは「考慮し」と読み替えるものとする。

第5節 口頭審理

(口頭審理)

第25条 公平委員会は、審査請求人が口頭審理の請求を行ったときは、当事者立会いの下で、証拠資料調査その他公平委員会が必要と認める事項に関する審理を口頭により行うものとする。

- 2 公平委員会は、当事者の一方及びその代理人が共に口頭審理の期日に正当な理由がなくて出席しない場合においても、当該期日の口頭審理を行うことができる。この場合において、当該期日が最初の口頭審理の期日であるときは、公平委員会は、その者が提出した審査請求書又は第27条に規定する書面に記載した事項を陳述したものとみなすことができる。
- 3 審理長は、審査請求人が口頭審理の公開を請求した場合においても、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるときは、理由を告げた上、口頭審理を公開しないことができる。
- 4 審理長は、法第34条第1項に規定する職務上知ることのできた秘密について陳述し、又は証言を求めるときは、理由を告げた上、当事者、代理人又は傍聴人を退席させることができる。

(口頭審理の請求及びその撤回)

第26条 審査請求人は、審理が終了するまでは、いつでも口頭審理を請求し、又はその請求を撤回することができる。ただし、第22条の規定に基づく書面審理終了予定日の通知後又は口頭審理の請求を撤回したときは、当該審査請求について、口頭審理を請求することができない。

- 2 審査請求人は、いつでも口頭審理の公開を請求し、又はその請求を撤回することができる。
- 3 前2項に規定する請求及び撤回は、書面で行なければならない。ただし、審査請求人が口頭審理又は第30条に規定する協議の場において、当該請求又は撤回をするときは、口頭で行うことができる。

- 4 審査請求人及びその代理人が共に正当な理由がなく口頭審理の期日に出席せず、かつ、相当の期間において、再度指定された口頭審理の期日に出席しないときは、公平委員会は、審査請求人のした口頭審理の請求を撤回したものとみなすことができる。
- 5 審査請求人又はその代理人の責めに帰すべき理由により、第35条第2項の規定によって当日の口頭審理が打ち切られた場合において、相当の期間において、再度指定された口頭審理の期日においても、審査請求人又はその代理人の責めに帰すべき理由により、同項の規定によって再び当日の口頭審理が打ち切られたときは、公平委員会は、審査請求人のした口頭審理の請求を撤回したものとみなすことができる。

(口頭審理の書面準備)

第27条 口頭審理の準備書面(この条において準用する第18条第1項及び第2項並びに第19条第1項及び第2項の答弁書、反論書及び準備書面をいう。以下同じ。)については、第18条及び第19条の規定を準用する。この場合において、第18条第1項、第19条第1項及び第2項中「書面審理」とあるのは「口頭審理」とそれぞれ読み替えるものとする。

(当事者に対する求釈明)

第28条 口頭審理における当事者に対する求釈明については、第20条の規定を準用する。この場合において、第20条中「公平委員会」とあるのは「審理長」と、同条第1項中「書面審理」とあるのは「口頭審理」とそれぞれ読み替えるものとする。

(書面に記載しなかった主張)

第29条 当事者は、第27条に規定する書面(以下「第27条関係書面」という。)に記載しなかった事実を口頭審理において主張することはできない。当事者が同条において準用する第18条第1項、第2項又は第19条第2項の期限までに第27条関係書面を提出しなかったときも同様とする。ただし、第27条関係書面に当該事実を記載できず、又は同条において準用する第18条第1項、第2項又は第19条第2項の期限までに第27条関係書面を提出できなかったことにつきやむを得ない事情があったことを疎明したときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書きにより、第27条関係書面に記載しなかった事実を口頭審理において主張した当事者は、相手方当事者の求めがあるときは、相手方当事者に対し、当該書面に記載することができなかった理由を説明しなければならない。

(口頭審理の準備手続)

第30条 公平委員会は、必要があると認めるときは、公平委員会の委員又は事務局職員をして口頭審理の準備手続を行わせることができる。

- 2 準備手続は、非公開とする。
- 3 当事者は、準備手続において、次に掲げる事項を協議しなければならない。
 - (1) 口頭審理の期日その他審理の進行に関する事項
 - (2) 事実及び争点の整理に関する事項
 - (3) 立証及び証拠の整理に関する事項

(4) その他審理に関する必要な事項

4 第31条第1項本文及び第32条から第35条までの規定は、口頭審理の準備手続をする場合についても準用する。

(口頭審理の日時等の指定及び通知)

第31条 公平委員会は、口頭審理を行うときは、その都度口頭審理の日時及び場所を指定し、当事者に書面で通知するものとする。ただし、口頭審理に出席している者に対しては、口頭で告知すれば足りるものとする。

2 前項本文の規定による通知において、最初の口頭審理の期日の通知は、その期日と通知の日との間に14日以上の間を置いて行うものとする。

(口頭審理の日時の変更)

第32条 当事者の一方及びその代理人が共にやむを得ない理由により、指定された口頭審理の日時に出席できないときは、当該日時の変更を申し立てることができる。

2 前項の規定による申立ては、口頭審理の期日の7日前の日までに、その理由を具体的に記載した書面を公平委員会に提出して行わなければならない。

3 公平委員会は、第1項の規定による申立てがあった場合において、その理由がやむを得ないと認めるときは、新たな日時を指定し、かつ、当事者にこれを通知するものとする。

(発言の許可及び制限)

第33条 当事者は、口頭審理において発言するときは、審理長の許可を得て行わなければならない。

2 当事者は、審理長の指揮に従い発言するものとし、審理長は、当事者の発言が、既に行った発言と重複するとき、又は当該審理と関連のない事項にわたるとき、その他発言させることが不適当であると認めるときは、これを制限し、又は禁止することができる。

(発言者数等の調整)

第34条 審理長は、各口頭審理の期日において、発言しようとする者が多数に及ぶこと等の理由により必要があると認めるときは、その口頭審理の期日における発言者数又は発言に要する時間を調整することができる。

(口頭審理の秩序維持)

第35条 審理長は、口頭審理の秩序の維持を図るため、次に掲げる行為をした者に、その行為を制止し、これに従わないときは、退席を命ずる等の必要な措置を講ずることができる。

- (1) 放歌、高笑、拍手等のけん騒にわたる行為
- (2) はち巻、腕章の類を着用する等の示威的行為
- (3) 撮影、録音等の行為（審理長が許可した場合を除く）
- (4) その他口頭審理の秩序を乱し、又は口頭審理の妨害となるような行為

2 審理長は、前項各号列記以外の部分の措置を講じたにもかかわらず、口頭審理を続行することができないと認めるときは、当日の口頭審理を打ち切ることができる。

(争わない主張)

第36条 当事者の一方及びその代理人が、共に正当な理由がなく口頭審理の期日に出席しなかったとき、又は出席しても相手方当事者の主張した事実について争わなかったと明らかに認められるときは、相手方当事者の主張した事実を承認したものとみなすことができる。

(最終陳述)

第37条 公平委員会は、第38条第1項の規定に基づき審理を終了させる前に、当事者に最終陳述をし、かつ、必要な証拠を提出する機会を与えなければならない。審査の併合された審査請求の一部について審理を終了させる前においても、同様とする。

2 最終陳述は、書面によって行うことができる。

3 当事者が最終陳述を書面によって行うことを申し出たときは、公平委員会は、相当の期間を置いて、その提出期限を定めるものとする。

4 当事者が、前項の期限までに最終陳述書を提出しないときは、その当事者は、最終陳述をする機会を放棄したものとみなす。

(口頭審理の終了)

第38条 公平委員会は、この節の規定に従い必要な審理を終えたと認めるときは、審理を終了するものとする。

2 前項に定めるもののほか、公平委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理を終了することができる。

(1) 審査請求人から第27条において準用する第18条第2項及び第19条第2項に規定する反論書及び準備書面がこれらの規定の相当の期間内に提出されない場合において、公平委員会が更に一定の期間を定めてこれらの書面の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に提出されなかったとき。

(2) 審査請求人及びその代理人が共に口頭審理の期日に正当な理由がなく出席しないとき。

3 公平委員会は、前2項の規定に基づき審理を終了したときは、その旨を速やかに当事者に通知するものとする。

4 公平委員会は、必要があると認めるときは、第1項及び第2項の規定に基づき終了した審理を再開することができる。

(証拠資料調査に関する準用規定)

第39条 次節の規定は、口頭審理について準用する。

第6節 証拠資料調査

第1款 証拠の提出

(証拠の申出)

第40条 当事者は、審理が終了するまでは、いつでも公平委員会に対し、必要な証拠の申出をすることができる。

2 前項の証拠の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- (1) 証拠の表示
- (2) 証拠の所在
- (3) 証拠の作成者（書類又は記録を証拠として申し出る場合に限る。）
- (4) 証明すべき事項及びこれと証拠との具体的な関係

3 当事者は、第1項の申出に係る証拠が書類又は記録である場合は、その写し2通を前項の書面に添えて提出しなければならない。

4 公平委員会は、前3項の証拠の申出がなされたときは、第42条の場合を除き、相手方当事者にその副本を送付するものとする。

(証拠資料調査の申立て)

第41条 当事者は、審理が終了するまでは、公平委員会に対し、公平委員会が書類、記録その他のあらゆる適切な資料(以下「証拠資料」という。)を提出させて調査すること(以下「証拠資料調査」という。)を申し立てることができる。

2 前項の証拠資料調査の申立ては、次の各号に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- (1) 証拠資料の表示
- (2) 証拠資料の所在
- (3) 証拠資料の作成者（書類又は記録を証拠資料として申し立てる場合に限る。）
- (4) 証明すべき事項及びこれと証拠資料との具体的な関係

3 公平委員会は、前2項の証拠資料調査の申立てがなされたときは、次条の場合を除き、相手方当事者にその副本を送付するものとする。

(証拠の申出及び証拠資料調査の申立ての却下)

第42条 公平委員会は、証拠の申出及び証拠資料調査の申立てが、前2条の規定によらないとき、故意又は重大な過失により時機に遅れてなされたためその証拠資料調査により審理の進行が著しく遅延すると認めるとき、その他証拠資料調査の必要がないと認めるときは、これを却下することができる。

2 公平委員会は、前項の規定に基づき前2条の申出又は申立てを却下したときは、その旨を速やかに当事者に通知するものとする。

(職権による証拠資料調査)

第43条 公平委員会は、職権で、証人を尋問し、証拠資料を調査し、その他必要と認める証

拠資料調査をすることができる。

(証拠資料の提出要求)

第44条 公平委員会は、第41条に基づく当事者の申立て又は前条に基づく職権により証拠資料調査を行うときは、その証拠資料を所持する者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した書面により、提出を求めることができる。

- (1) 証拠資料を提出すべき者の氏名及び住所
- (2) 証拠資料を提出すべき期限及び提出場所
- (3) 提出すべき証拠資料の表示
- (4) 正当な理由がなく証拠資料を提出しなかった場合又は虚偽のものを提出した場合には法律上の制裁を受けることがある旨

2 公平委員会は、提出された証拠資料を留め置くことができる。

第2款 証人尋問

(当事者の同行する証人の出席)

第45条 当事者は、公平委員会の承認を得て、その同行する者を証人として出席させることができる。

2 前項の承認を求める場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

- (1) 証人の氏名、住所及び職又は職業
- (2) 証言を求めようとする事項及びこれと証人の関係
- (3) 尋問事項の要領及び尋問に要する見込み時間

3 当事者は、公平委員会の承認を得た証人を、口頭審理の期日に同行することができなくなったときは、その理由を明らかにした書面により、遅滞なく公平委員会に届け出なければならない。

(証人尋問の申立て)

第46条 当事者は、審理が終了するまでは、公平委員会に対し、公平委員会が証人を呼び出して尋問して調査することを申し立てることができる。

2 前項の証人尋問の申立ては、次の各号に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- (1) 証人の氏名、住所及び職名又は職業
- (2) 証明すべき事実及びこれと証人との関係
- (3) 尋問事項の要領及び尋問に要する見込み時間

(同行証人の出席承認及び証人尋問の申立ての却下)

第47条 同行証人の出席承認及び証人尋問の申立ての却下については、第42条の規定を準用する。

(証人の呼出し)

第48条 公平委員会は、必要があると認めるときは、証人として喚問しようとする者に対し、証人呼出状により、出席を求めることができる。

2 前項の証人呼出状には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 証人の氏名、住所及び職名又は職業
- (2) 出席すべき日時及び場所
- (3) 証言を求めようとする事項
- (4) 正当な理由がなく出席しなかった場合には法律上の制裁を受けることがある旨

3 証人は、口頭審理の期日に出席できない理由が生じたときは、その理由を明らかにした書面により、遅滞なく公平委員会に届け出なければならない。

(尋問の手続)

第49条 審理長は、証人に対して、まず、本人確認をしなければならない。

2 証人の尋問は、各証人別に行わなければならない。

3 審理長は、後に尋問すべき証人が在室するときは、当該証人を退席させるものとする。ただし、審理長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 証人は、審理の場において口頭で証言しなければならない。ただし、審理長が許可したときは、この限りでない。

(証人の宣誓)

第50条 審理長は、証人を尋問するときは、あらかじめ、宣誓を行わせ、正当な理由がなく質問に応じないとき又は虚偽の証言をしたときには法律上の制裁を受けることがある旨を告げなければならない。

2 前項の宣誓は、証人が宣誓書を朗読し、かつ、これに署名押印して行わなければならない。

3 前項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨が記載されていなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、16歳未満の者又は宣誓の趣旨を理解することができない者を証人として尋問する場合には、宣誓をさせることができない。

(当事者による証人尋問)

第51条 当事者は、審理長の許可を得て、証人を尋問することができる。この場合において、当事者の一方が申し立てた証人については、その当事者が先に尋問するものとする。

2 当事者は、審理長の許可を得て、更に尋問することができる。

3 公平委員会は、必要があると認めるときは、当事者による尋問の途中又は終了後においても、自ら当該尋問に係る事項及び関連する事項について尋問することができる。

4 審理長は、証人尋問における当事者の尋問が審査するのに必要がないと認めるとき、又は次に掲げる尋問その他これに準ずる尋問であって相当でないとき、当事者の

申立て又は職権により、当該尋問を制限することができる。

- (1) 具体的又は個別的でない尋問
- (2) 誘導尋問
- (3) 証人を侮辱し、又は困惑させる尋問
- (4) 既に行った尋問と重複する尋問
- (5) 意見の陳述を求める尋問
- (6) 証人が直接経験しなかった事実について陳述を求める尋問

(証人の遮へいの措置)

第52条 審理長は、事案の性質、証人の心身の状態、証人と当事者又は代理人との関係その他の事情により、証人が、当事者、代理人又は傍聴人の前で陳述するときに、圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、当事者、代理人又は傍聴人と証人との間で、相互に相手の状態を認識できないようにするための措置を執ることができる。

2 審理長は、前項の措置を執るに当たっては、当事者及び証人の意見を聴くものとする。

第3款 その他の証拠資料調査等

(口述書の提出要求)

第53条 公平委員会は、証人に対し、口頭による証言に代えて、口述書の提出を求めることができる。

2 口述書の提出を求める場合は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- (1) 証人の氏名、住所及び職名又は職業
- (2) 提出すべき期限及び提出場所
- (3) 証言を求めようとする事項
- (4) 正当な理由がなく提出しなかった場合又は虚偽の事項を記載した場合には法律上の制裁を受けることがある旨

3 第1項の口述書には、証人が署名押印をし、かつ、宣誓書を添付しなければならない。

(鑑定)

第54条 公平委員会は、当事者の申立て又は職権により、鑑定人に鑑定させることができる。

(検証)

第55条 公平委員会は、当事者の申立て又は職権により、検証を行うことができる。

2 公平委員会は、前項の検証を行う場合には、あらかじめその日時及び場所を当事者に通知し、これに立ち会う機会を与えるものとする。

3 公平委員会は、検証の目的物を留め置くことができる。

(証拠の所在地における証拠資料調査)

第56条 公平委員会は、証人等の健康状態等又は証拠資料の性質、保管状態等を考慮し、第31条の規定に基づき通知した場所における証言等又は証拠資料の提出を求めることが適当でないと認めるときは、当事者の意見を聴き、証人等又は証拠資料の所在地に赴いて必要な証拠資料調査をすることができる。

2 当事者は、公平委員会に対し、前項の証拠資料調査をするよう申し立てることができる。

3 公平委員会は、第1項の証拠資料調査を行う場合には、あらかじめ日時及び場所を当事者に通知し、これに立ち会う機会を与えるものとする。

(当事者尋問)

第57条 公平委員会は、当事者の申立て又は職権により、当事者を尋問することができる。

2 前項の当事者尋問の申立ては、次の各号に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

(1) 当事者本人の氏名

(2) 証明すべき事実

(3) 尋問事項の要領及び尋問に要する時間

3 公平委員会は、第1項の規定に基づき当事者を尋問する場合において必要があると認めるときには、その代理人及び相手方の当事者が、当事者を尋問することを認めることができる。第51条第3項及び第4項の規定は、この場合の尋問について準用する。

4 第48条、第49条第2項及び第4項、第50条（正当な理由がなく質問に応じないとき又は虚偽の証言をしたときの法律上の制裁の告知に係る部分を除く。）並びに第53条の規定は第1項の尋問について準用する。

5 第42条の規定は第1項の申立てについて準用する。この場合において、同条第1項中「前2条」とあるのは「第57条第2項」と、同条第2項中「前2条の申出又は申立て」とあるのは「第57条第1項の申立て」とそれぞれ読み替えるものとする。

(対質)

第58条 審理長は、証人又は当事者を尋問する場合において必要があると認めるときは、証人相互、当事者と証人又は当事者相互の対質を命ずることができる。

第4章 調書

(調書)

第59条 公平委員会は、次に掲げるものを調書として取りまとめるものとする。

(1) 審査請求書及び添付資料

(2) 答弁書、反論書及びその他当事者の主張に関する文書

(3) 第40条第2項、第41条第2項、第45条第2項及び第46条第2項に規定する書面、そ

その他この規則に規定する申立てに関する書面（公平委員会が職権により行った場合の書面を含む。）

- (4) 口頭審理の場合にあつては、口頭審理記録書及び準備手続記録書
 - (5) 書面審理の場合にあつては、書面審理記録書
 - (6) 第40条第3項の書類又は記録の写し
 - (7) 証拠資料
 - (8) 最終陳述書
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、公平委員会が必要と認めるもの
- 2 公平委員会は、口頭審理記録書、準備手続記録書又は書面審理記録書をそれぞれ口頭審理、準備手続又は書面審理を行った日ごとに作成するものとし、当該記録書には当該審理を行った公平委員会の委員又は調書を作成した公平委員会事務局職員が記名押印するものとする。
- 3 口頭審理記録書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 事案の表示
 - (2) 口頭審理を担当した委員及び出席した公平委員会事務局職員の氏名
 - (3) 口頭審理に出席した当事者及び代理人の氏名
 - (4) 口頭審理に出席した証人及び鑑定人の氏名
 - (5) 口頭審理の場所及び年月日
 - (6) 口頭審理の公開又は非公開の別
 - (7) 口頭審理の内容の概要
 - (8) 証人及び当事者の尋問、鑑定並びに検証を行った場合には、その記録（証人の尋問において第52条第1項の措置をとったときは、その旨を含む。）
- 4 前項の規定（第4号、第6号及び第8号の規定を除く。）は、準備手続記録書について準用する。
- 5 第3項の規定（第6号の規定を除く。）は、書面審理記録書について準用する。

（口頭審理記録書等の記載内容に対する異議）

第60条 関係者が口頭審理記録書の記載内容について異議を述べたときは、公平委員会は、口頭審理記録書にその旨を記載するものとする。準備手続記録書及び書面審理記録書についても同様とする。

（調書の閲覧及び謄写）

第61条 公平委員会は、当事者が調書（第25条第4項の規定に基づき当事者、代理人又は傍聴人を退席させて行われた審理に関する部分を除く。）を閲覧し、又は謄写することを許可することができる。ただし、公平委員会の事務又は調書の保存に支障があるときは、この限りでない。

- 2 前項の閲覧及び謄写に関し必要な事項は、公平委員会が別に定める。

第5章 手続の承継、審査請求の取下げ及び審査の打切り等

(手続の承継)

第62条 審査請求人が死亡したときは、相続人その他法令の規定に基づき審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者（以下「相続人等」という。）は、当該審査請求人の地位を承継する。

- 2 前項の規定により審査請求人の地位を承継した相続人等は、公平委員会に対し、遅滞なく、承継を証明する書面を添えて、書面でその旨を公平委員会に届け出なければならない。
- 3 第1項の場合において、前項の規定による届出がされるまでの間に審査請求人に宛ててされた通知その他の行為が相続人等に到達したときは、当該通知その他の行為は、相続人等に対する通知その他の行為としての効力を有する。
- 4 第1項の場合において、相続人等が2名以上あるときは、そのうちの1名に対する通知その他の行為は、全員に対してされたものとみなす。
- 5 第1項に規定する相続人等が、公平委員会に対し、審査請求人の地位を承継しない旨を申し出たときは、同項に規定に関わらず審査請求人の地位を承継しない。

(審査請求の取下げ)

第63条 審査請求人は、その事案に関する公平委員会の裁決があるまでは、いつでも審査請求の全部又は一部を取り下げることができる。

- 2 前項の審査請求の取下げは、書面で公平委員会に申し出てしなければならない。
- 3 取下げのあった審査請求の全部又は一部については、初めから係属しなかったものとみなす。
- 4 公平委員会は、第11条の規定による受理の通知を行った後に第1項の取下げがあったときは、処分者にその旨を通知するとともに、審査請求取下書の副本を送付するものとする。

(処分者の処分の取消し又は修正)

第64条 審査請求が公平委員会に係属している場合において、処分者がその処分を取り消し、又は修正したときは、処分者は、公平委員会及び審査請求者に理由を付して、その旨を書面で通知しなければならない。

- 2 前項の処分の修正があったときは、審査請求人は、直ちに、当該審査請求を継続するか又は取り下げるかを公平委員会に申し出なければならない。

(取消判決等の確定)

第65条 当事者は、公平委員会に係属している審査請求の対象となっている処分を取り消す判決又はその処分の無効を確認する判決が確定したときは、当該審査請求の当事者は、公平委員会にその旨を書面で通知しなければならない。

- 2 公平委員会は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第33条第2項又は第3項の規定により、改めて審査請求に対する裁決をしなければならないときは、その審査請求に係る

事案の審査を再開しなければならない。

- 3 公平委員会は、前項の規定により審査を再開するときは、当事者に通知しなければならない。

(審査の打ち切り)

第66条 公平委員会は、係属している審査請求が次の各号のいずれかに該当する場合には、審査を打ち切り、当該審査請求を棄却するものとする。

- (1) 処分者が、審査請求の対象となっている処分を取り消したとき。
 - (2) 審査請求の対象となっている処分を取り消す判決又は当該処分の無効を確認する判決が確定したとき。
 - (3) 審査請求人が死亡した場合において、その死亡の日の翌日から起算して6月以内に第62条第2項の規定による承継の届出がないとき。
 - (4) 審査請求人の所在が不明となり、審査を継続することができないとき。
 - (5) 審査請求人が、審査請求を継続する意思を放棄したと明らかに認められるとき。
 - (6) 第23条第2項及び第38条第2項の規定に基づき審理が終了されたとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、審査請求を継続することにつき、法律上の利益がなくなったことが明らかなきとき。
- 2 公平委員会は、前項の規定に基づき審査を打ち切り、審査請求の棄却を決定した場合は、当事者に通知しなければならない。なお、これを受けるべき者の所在が知れないとき、その他文書を送付することができないときは、第75条第3項の方法により公示送達するものとする。
 - 3 審査請求は、前項の通知により完結する。

第6章 裁決

(裁決)

第67条 公平委員会は、審査を終了したときは、その結果に基づいて、速やかに次に掲げるところにより裁決を行い、裁決書を作成するものとする。

- (1) 審査請求が理由がないときは、当該審査請求を棄却する。
 - (2) 審査請求が理由があるときは、当該処分を取り消し、又は修正する。
 - (3) 審査請求が不適法であるときは、当該審査請求を却下する。
- 2 裁決書には、次の各号に掲げる事項を記載し、公平委員会の委員が記名押印しなければならない。
 - (1) 審査請求人
 - (2) 主文
 - (3) 事実及び争点
 - (4) 理由
 - (5) 裁決の年月日
 - 3 裁決の送達は、送付書を添えて、裁決書の正本を当事者又は当事者の指定する代理人に

送付してするものとする。この場合においては、当事者に裁決に対する審査（以下「再審」という。）の請求の権利がある旨を併せて通知するものとする。

4 裁決は、前項に規定する送達によってその効力を生ずる。

（裁決に伴う措置等）

第68条 公平委員会は、処分を取り消し、又は修正する裁決をした場合において、法第50条第3項に規定する不当な扱いを是正するための指示が必要であると認めるときは、任命権者に対し、書面をもって必要な措置を執るよう指示するとともに、審査請求者に対し、その写しを送達するものとする。

（裁決書の更正）

第69条 公平委員会は、裁決書に誤字、脱字その他これに類する明白な誤りがある場合には、当事者の申出又は職権により更正することができる。

2 前項の更正は、裁決書の原本及び正本に付記してするものとする。ただし、正本に付記することができないときは、裁決更正通知書を当事者又は当事者の指定する代理人に送付するものとする。

第7章 再審

（再審の請求）

第70条 当事者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、公平委員会に対し、再審を請求することができる。

- (1) 裁決の基礎となった証拠が虚偽のものであることが判明した場合
- (2) 審理の際、証拠資料調査が行われなかった新たな、かつ、重大な証拠が発見された場合
- (3) 裁決に影響を及ぼすような事実について、判断の遺漏が認められた場合

2 前項の請求は、裁決書の送達の日から起算して6月以内に行わなければならない。

3 第1項の請求は、公平委員会に対し、再審請求書により、再審を請求する当事者（以下「再審請求人」という。）が、記名押印して、正副各1通を提出してしなければならない。

4 前項の再審請求書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 再審請求人の氏名、住所及び生年月日、並びに、再審請求人が現に職員である場合は、その職名及び所属
- (2) 処分内容及び処分を受けた年月日
- (3) 裁決内容及び年月日
- (4) 再審の理由があることを知った年月日
- (5) 再審を請求する理由
- (6) 公平委員会からの再審請求人に対する連絡先

(7) 再審の請求の年月日

5 再審の請求は代理人によってすることができる。この場合において、第3項中「再審を請求する当事者（以下「再審請求人」という。）」とあるのは、「再審を請求しようとする者の代理人」と読み替えるものとし、再審請求書には、前項各号に規定する事項のほか、当該代理人の氏名、連絡先を記載し、その資格を証明する書面を添付しなければならない。

(再審の範囲及び審査の方法)

第71条 公平委員会は、再審の請求を受理したときは、請求の範囲内において再審を行うものとする。

2 再審の審査は、第3章第4節に規定する書面審理で行うものとする。

(職権による再審)

第72条 公平委員会は、第70条第1項各号に掲げる再審の理由があると認めるときは、職権により再審を行うことができる。

(再審の結果執るべき措置)

第73条 公平委員会は、再審の結果に基づいて、最初の裁決を正当であると認める場合には、これを確認し、不当であると認める場合には、最初の裁決を修正し、又はこれに代えて新たに裁決を行うものとする。

(再審の手続)

第74条 第2章（第3条第1項から第3項及び第5項並びに第6条第3項及び第5項の規定を除く。）、第12条、第13条、第4章、第63条、並びに前章（第67条第1項及び第3項後段の規定は除く。）の規定は、再審について準用する。この場合において、第9条第1項第2号中「処分」とあるのは「第70条第1項に規定する場合」と、「事実について」とあるのは「理由によって」と、同項第3号並びに同条第2項及び第3項中「審査請求期間」とあるのは「第70条第2項に定める期間」と、第11条及び第63条第4項中「処分者」とあるのは「相手方当事者」とそれぞれ読み替えるものとする。

第8章 雑則

(文書の送付)

第75条 文書の送付は、使送又は郵便等によって行う。

2 公平委員会は、文書を受けるべき者の所在が知れないとき、その他使送等によって文書を送付することができないときは、前項の規定にかかわらず、公示の方法によって文書を送付することができる。

3 公示の方法による文書の送付は、公平委員会が当該文書を保管し、いつでも送付を受けべき者に交付する旨、又はその内容の要旨を記載して、岸和田市貝塚市清掃施設組合公

告式条例（昭和41年条例第4号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。この場合において、掲示された日から14日を経過したときに当該文書の送付がその者に到達したものとみなす。

（証拠資料の返還）

第76条 公平委員会は、法及びこの規則に基づき提出された証拠資料及び検証の目的物を留め置く必要がなくなったときは、速やかに、それらをその提出した者に返還するものとする。

（審査及び再審の費用）

第77条 審査及び再審の費用は、次の各号に掲げるものを除くほか、それぞれ当事者の負担とする。

- (1) 公平委員会が当事者の申立てによることなく呼び出した証人及び鑑定人の宿泊料、旅費及び日当
- (2) 前号に掲げるものを除くほか、公平委員会が職権で行った証拠資料調査に関する費用
- (3) 公平委員会が文書の送付及び通知に要した費用

（補則）

第78条 この規則に定めるものを除くほか、審査請求の手續並びに審査の結果執るべき措置に関し必要な事項は、公平委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日から引き続き係属している審査請求において、改正前の不利益処分についての不服申立てに関する規則（平成14年公平委規則第4号）の規定により公平委員会に対して行われた申立てその他の行為及び公平委員会の行った調査その他の行為は、この規則の相当規定によって行われたものとみなす。